いいいいい集落協定

協定書「第1の２」

追加

代表

集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者を次の通り定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 実施要領の運用第６の１の(1)のオの役割 | 活動の対象地区又は施設 | 活動内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

オ 中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

(ｱ) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ

(ｲ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ

(ｳ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

当該協定における所得超過している中核的リーダーの協定参加者に占める割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中核的リーダーの人数（人） | 協定参加者数（人） | 協定参加者に占める中核的リーダーの割合（％） |
|  |  |  |

　　注）協定参加者に占める所得超過している中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 集落協定番号